シニアカー購入費補助申請を受け付けています

問　健康福祉課　地域包括支援係　☎0968・86・5724

新型コロナウイルス感染症の影響で、通いの場の休止や利用控え等、高齢者が外に出る機会が減り、閉じこもりがちになることが心配されます。そこで町では、自力で日常生活の維持ができるよう移動や外出の支援策として、ハンドル型電動車いす（シニアカー）購入に対し、その費用の一部を助成いたします。

補助を受けるには購入前に申請が必要で、見積書や領収書等の書類提出が必要になります。詳しくは、問い合わせ先にご連絡ください。

補 助 額：購入費用の２分の１以内（15万円を限度とします）
補 助 数：30台まで（数に達した時点で、補助を終了します）
対象となるシニアカーとしては、新車で購入した日本産業規格(JIS)T9208に該当するものに限られます。
補助期間：令和３年４月１日から令和４年２月28日の期間中に購入された分
補助対象：補助の対象となる人は、町内に住所を有し在住している65歳以上の高齢者で、次のいずれにも該当する人です。

⑴シニアカーがないと外出困難であり、自立した日常生活に支障がある人
⑵介護保険認定要介護２から要介護５の認定がない人
⑶運転免許証の自主返納者又は保有していない人
⑷町税及びこれに準ずる納付金に滞納がない人
⑸他の制度によりシニアカーの購入に関する補助を受けていない人

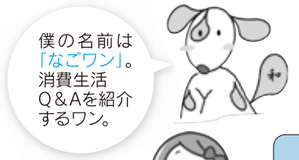

消費生活Q&A　送り付け商法と贈り物の違い！

（安　しん子ちゃん）

Q　近所の人に身の覚えのない荷物が届いたんだって。これって「送り付け商法」だよね。

（なごワン）

A　んー。“送りつけ商法”は注文していないのに商品を勝手に送りつけて、代金を支払わせようとするワン。近所の人は代金を請求されてるのかワン？

（安　しん子ちゃん）

Q　それが、代金引きかえでもなかったし、荷物の中にも請求書などは入っていなかったって。

（なごワン）

A　それは誰かからの贈り物ではないかワン？贈り物の場合はお金の請求をされることはないワン。贈り物をした人が通販で注文する時に送り主の欄に名前を入力するのを忘れてしまい、誰が送った荷物かわからないまま届くというトラブルも少なくないワン。まずは家族や知人に自分宛てに荷物を送ってないか確認するといいワン。区別が難しい場合は、消費生活相談窓口に相談するといいワン。

消費生活相談窓口　和水町役場・総務課　☎ 0968・86・5720　（警察の相談窓口＃ 9110）

人権擁護委員再任お世話になります

問　税務住民課　戸籍住民係　☎0968・86・5723

10月１日付けで、木原泰代さん（藤田）が人権擁護委員に再任されました。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受けられた民間のボランティアで任期は３年です。今後も人権についての啓発活動や人権相談等の活動をしていただきます。

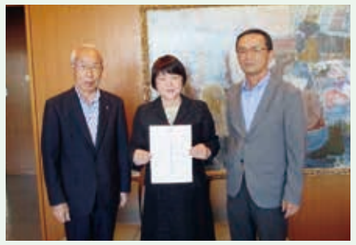
髙巣町長と木原泰代さん（中央）

令和３年度　第２回和水町職員採用試験のお知らせ

問　総務課　行政係　☎0968・86・5720

採用職種および採用予定人数
①　保健師（資格免許職）　　１人程度
②　看護師（資格免許職）　　１人程度
※①、②資格取得者または令和４年３月末までに資格取得見込みの者

申し込み受付
場所：和水町役場本庁総務課行政係
期間：令和３年12月13日㈪～令和４年１月５日㈬
午前８時30分～午後５時（土・日・祝日を除く）

採用試験の日程・場所
第１次試験（筆記）　とき：令和４年１月23日㈰　ところ：和水町役場本庁
第２次試験（面接）　とき：２月中旬予定　ところ：別途第一次試験の合格者に通知

詳しくは、和水町ホームページに「令和３年度　第２回和水町職員採用試験　試験案内」を掲載しています。

試験要領、申込書は、総務課または住民課でお受け取りになるか、町ホームページからダウンロードすることもできます。（https://www.town.nagomi.lg.jp/）

ご寄附ありがとうございます

問　健康福祉課　子ども家庭係　☎0968・86・5724

10月25日㈪、町民から1,000,000円の寄附をいただきました。

いただいた寄附は、子どもたちのために使ってほしいという寄附者の意向に沿い、なごみ学童クラブの図書や遊具の整備に活用いたします。同クラブの事業の発展のため、大切に使わせていただきます。

誠にありがとうございました。